

● 寄稿3

減免制度の商標登録出願への導入 —費用面の負担感の軽減に向けた提言—

審査業務部商標部門一般役務 宮川 元

抄録

本稿は、特許出願及び実用新案登録出願に導入されている減免制度について、商標登録出願に導入した場合の課題や運用について考察するものである¹⁾。

1. 減免制度の現状

1.1 減免制度とは

現在、特許料等の減免制度として、個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料(第1年分から第10年分)及び国際出願に係る調査手数料等の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられる制度がある。

特許法第109条に特許料の減免又は猶予について定められており、制度の趣旨としては、『本条は、特許料の減免、猶予について規定したものである。資力上の制約により特許料等が納付できないとの理由で特許権を取得できない場合には出願人に対して発明の保護にならず、また発明が出願されず公開されなければ第三者による発明の利用につながる点で、「発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与する」という特許法の目的が達成されない。特許料等手数料の特例(減免)制度の趣旨は、この状況を回避する目的で設けられた。』とされている²⁾。

しかし、現行の商標法には減免制度の規定はない。この点について、工業所有権法(産業財産権法)逐条解説[第19版]には、「商標法には特許法における発明の奨励というような見地はないので、登録料の減免又は猶予の制度は

ない。』との記載がある³⁾。また、特許庁や一部の地方自治体では、企業の海外への出願に関する助成制度を導入し、費用面の負担感を軽減する施策を行っているところもあるが、そうした助成制度では、統一的な助成の認否判断や手続の実現が困難である。

1.2 福島県復興再生特別措置法による地域団体商標登録出願の減免制度

東日本大震災を受けて、福島復興及び再生のための特別な措置として、平成24年3月31日に福島県復興再生特別措置法が公布された。その中で、原子力災害に伴う風評被害等によって著しく毀損した福島の農産物、観光等に係るブランドの再生等を支援することを目的として、商標法の特例が設けられた。具体的な措置として、福島県知事が作成し、内閣総理大臣が認定した産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に関する地域団体商標の商標登録について、その事業の実施期間内に限り、出願手数料・登録料を軽減する制度が制定された⁴⁾。

1.3 フィリピンの商標登録出願に係る減免制度

フィリピンでは小規模企業の商標登録出願について、手

1) 本稿は筆者個人の考えを述べるものであり、筆者が所属する組織の考えを示すものではないこと、また本稿における見解及び内容に関する誤りは、全て筆者の責任であることを申し添える。

2) 発明推進協会(2012)『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説[第19版]』p.335

3) 発明推進協会(2012)『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説[第19版]』p.1416

4) 特許庁(2013)『出願の手続』p.566(第5章第9節)

料を大規模企業の半額とする減免制度を導入している。小規模企業の定義は、年間売上高1,500万ペソ（日本円に換算すると年間売上高約3500万円）までの事業所とされている。（図1）は、フィリピンにおける手数料等の一覧であり、小規模企業に費用面での負担感を軽減させるものとなっている。

図1 フィリピンにおける手数料（単位：ペソ）

項目	大規模企業	小規模企業
出願料（1区分ごと）	2160	1080
優先権主張（1区分ごと）	1500	750
色彩の主張（1区分ごと）	500	250
識別性の主張（1区分ごと）	500	250
早期審査の主張	5200	2600
期間延長請求	600	300
分割出願	500	250
放棄出願の復活	1000	500
出願種別の変更	2000	1000
補正・訂正	700	350
登録料	1000	500
更新出願	1000	500
譲渡	500	250

1.4 減免制度の商標登録出願への導入の意味

中小企業や個人事業主にとっては、出願費用や登録維持費用、維持管理コストの負担感は大きい。損害賠償請求の可能性と費用面の負担とを比較考量し、商標登録出願をしないという選択をする場合も想定される。そして、費用面の負担感が出願人の商標登録出願の妨げになっている場合、業務上の信用が蓄積された商標を適切に保護できず、「需要者の利益を保護すること」という商標法の法目的の達成も困難になると言えることから、減免制度の商標登録出願への導入は効果的であると考えられる。

以下、減免制度を商標登録出願に導入した場合の課題や運用について、法律面、ガイドライン・運用面、方式手続面、システム面のそれぞれの観点から考察する。

2. 減免制度を導入することによる課題と運用

2.1 法律面

商標登録出願には特許出願と異なり技術的な側面はないことから、産業技術力強化法や研究開発型の減免対象者は考慮せず、個人（所得税非課税者等）や法人（非課税法人等）を対象とした減免制度が妥当であると言える。減免制度を利用した商標登録出願を認めるに際し、現行の商標法や特許法施行令などの諸規定について、新設や改正を行う必要があると考えられる。

第一に、商標法における登録料の規定に関して、現行法では商標法第40条において定められている。それに加えて、商標法第40条の2を新設し、登録料の軽減や免除を規定する必要がある。（図2）に、登録料に関する商標法の新旧対応表を示す。

第二に、特許法施行令について、現行では特許法施行令第14条において、減免の認否に関する資力要件を定めている。現行は特許法第109条のみを対象とした施行令となっているが、それに加えて、商標法第40条の2を規定する必要がある。（図3）に、登録料の減免に関する特許法施行令の新旧対応表を示す。

第三に、商標法における出願の際の手数料の規定に関して、現行法では商標法第76条第2項において定められている。それに加えて、商標法第76条の2を新設し、手数料の軽減や免除を規定する必要がある。（図4）に、手数料に関する商標法の新旧対応表を示す。

第四に、特許法等関係手数料令について、現行では特許法等関係手数料令第1条において特許に関する手数料について規定され、特許法等関係手数料令第1条の2に、特許出願に係る減免の認否に関する資力要件を定めている。商標に関する手数料については、現行特許法等関係手数料令第4条において定められており、それに加えて、手数料の減免に関する特許法等関係手数料令第4条の2を新設する必要がある。（図5）に、特許法等関係手数料令の新旧対応表を示す。

そして、上記要件を満たす主体毎に、減免内容を定める必要がある。本稿では、現行の特許出願に係る減免制度を参考に、（図6）及び（図7）のように軽減内容を整理する。

2.2 ガイドライン・運用面

減免制度を商標登録出願に導入した場合、その制度を悪用した冒認出願や、使用する予定のない商標まで出願する場合が想定される。そこで、減免を認めるか否かの判断を特許庁で行う必要がある。具体的には、既に商標を使用している、使用する準備が相当程度進んでいるなど、使用を前提とした要件を定めた早期審査制度の運用が参考になるであろう。

早期審査制度の要件については平成21年に改訂がなされている。改訂前の早期審査及び早期審理制度においては、「出願人自身又はライセンサーが、商標登録出願に係る商標を指定商品・役務に使用しているか又は使用の準備を相当程度進めており、かつ、権利化について緊急性を要する出願・審判事件であること」を早期審査・審理の対象となる要件としていたが、改訂後は、前記の要件とは別に、「出願人又はライセンサーが、商標登録出願に係る商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願・審判事件である

図2 登録料に関する商標法の新旧対応表

改正案	現行
<p>(登録料) 商標法第四十条</p> <hr/> <p>(登録料の減免) 商標法第四十条の二 「特許庁長官は、商標権の設定の登録を受ける者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、登録料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による登録料を軽減し若しくは免除することができる。」</p>	<p>(登録料) 商標法第四十条</p> <hr/> <p>(新設)</p>

図3 登録料の減免に関する特許法施行令の新旧対応表

改正案	現行
<p>(資力を考慮して定める要件) 特許法施行令第十四条 特許法第九十九条及び商標法第四十条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 個人にあつては、次条の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていること。</p> <p>ロ 市町村民税(特別区民税を含む。)が課されていないこと(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第五号に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。)</p> <p>ハ 所得税が課されていないこと(非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。)</p> <p>ニ その事業に対する事業税が課されていないこと(非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。)</p> <p>ホ その事業を開始した日以後十年を経過していないこと。</p> <p>二 法人にあつては、次条の申請書を提出する日において、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 資本金の額又は出資の総額(資本金又は出資を有しない法人にあつては、経済産業省令で定める額)が三億円以下の法人であること。</p> <p>ロ 法人税が課されていないこと(所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと。)又はその設立の日以後十年を経過していないこと。</p> <p>ハ イ及びロに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を持つている法人がないこと。</p>	<p>(資力を考慮して定める要件) 特許法施行令第十四条 特許法第九十九条の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 個人にあつては、次条の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていること。</p> <p>ロ 市町村民税(特別区民税を含む。)が課されていないこと(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第五号に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。)</p> <p>ハ 所得税が課されていないこと(非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。)</p> <p>ニ その事業に対する事業税が課されていないこと(非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。)</p> <p>ホ その事業を開始した日以後十年を経過していないこと。</p> <p>二 法人にあつては、次条の申請書を提出する日において、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 資本金の額又は出資の総額(資本金又は出資を有しない法人にあつては、経済産業省令で定める額)が三億円以下の法人であること。</p> <p>ロ 法人税が課されていないこと(所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと。)又はその設立の日以後十年を経過していないこと。</p> <p>ハ イ及びロに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を持つている法人がないこと。</p>

図4 手数料に関する商標法の新旧対応表

改正案	現行
<p>(手数料) 商標法第七十六条</p> <hr/> <p>(手数料の減免) 商標法第七十六条の二 「特許庁長官は、自己の商標登録出願をする者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料を軽減し、又は免除することができる。」</p>	<p>(手数料) 商標法第七十六条</p> <hr/> <p>(新設)</p>

図5 手数料の減免に関する特許法等関係手数料令の新旧対応表

改正案	現行
改正案 (商標法関係手数料) 特許法等関係手数料令第四条	現行 (商標法関係手数料) 特許法等関係手数料令第四条
(資力を考慮して定める要件) 特許法等関係手数料令第四条の二 「商標法第七十六条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。」 一 個人にあつては、次条の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。 イ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていること。 ロ 市町村民税(特別区民税を含む。)が課されていないこと(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第五号に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。) ハ 所得税が課されていないこと(非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。) ニ その事業に対する事業税が課されていないこと(非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。) ホ その事業を開始した日以後十年を経過していないこと。 二 法人にあつては、次条の申請書を提出する日において、次のいずれにも該当すること。 イ 資本金の額又は出資の総額(資本金又は出資を有しない法人にあつては、経済産業省令で定める額)が三億円以下の法人であること。 ロ 法人税が課されていないこと(所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと。)又はその設立の日以後十年を経過していないこと。 ハ イ及びロに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を持つていない法人がないこと。	(新設)

図6 個人の要件と減免内容

要件(個人)	減免内容	添付書面
生活保護を受けている者	1/2 軽減	生活保護を受けていることを証する書類
市町村民税非課税者	1/2 軽減	市町村民税非課税証明書
所得税非課税者	1/2 軽減	所得税が課されていないことを証する書類
事業税非課税の個人事業主	1/2 軽減	事業税が課されていないことを証する書類
事業開始後10年を経過していない個人事業主	1/2 軽減	事業開始届

図7 法人の要件と減免内容

法人の種類	要件			減免内容	
	1) 資本金3億円以下であること	2) 以下のいずれかに該当すること a) 法人税が課されていないこと b) 設立後10年を経過していないこと	3) 他の法人に支配されていないこと		
会社(株式会社等)	定款又は法人の登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表	法人税確定申告書別表第1の写し又は納税証明書(写しも可)	定款(寄付行為)又は法人の登記事項証明書	法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿・出資者の名簿	1/2 軽減
協同組合(出資を有する場合)	前事業年度の貸借対照表			法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者の名簿	
資本又は出資を有しない法人(一般財団法人・一般社団法人等)				(不要)	

こと」を早期審査・早期審理の対象として、新たに追加された。

また、不使用の登録商標に対して排他独占的な権利を与えておくことは、国民一般の利益を不当に侵害し、かつ、その存在により権利者以外の商標使用希望者の商標の選択の余地を狭めることになる⁵⁾。そのことから、減免制度を利用することができる商標登録出願について、「減免制度を利用した商標登録出願に関する事情説明書」の提出を求め、(図8)のような要件を設けることで、減免制度導入に伴う不使用商標の増加を抑えることもできると考えられる。

図8 減免制度を利用できる出願の要件の例

- | |
|--|
| <p>(1) 出願人又はライセンサーが、出願商標を指定商品・指定役務に使用している又は使用の準備を相当程度進めている、かつ、権利化について緊急性を要する出願</p> <p>(2) 出願人又はライセンサーが、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願</p> |
|--|

2.3 方式手続面

商標登録出願の願書に減免制度を利用する旨を主張するために、現行の願書を生かしつつ、項目を追加する必要があると考える。その書式については、上述の福島県復興再生特別措置法に基づく地域団体商標登録出願の減免制度が参考になるであろう。該減免制度では、願書に【その他】の欄を設けて該当理由を記載し、方式担当部署で料金チェックや書類確認が行われている。

図9 商標登録願の例

<p>【書類名】商標登録願</p> <p>【あて先】特許庁長官殿</p> <p>【商標登録を受けようとする商標】</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div> <p>【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】</p> <p>【第29類】</p> <p>【指定商品(指定役務)】牛乳</p> <p>【商標登録出願人】</p> <p>【住所又は居所】〇〇県〇〇市〇〇町3-2-1</p> <p>【氏名又は名称】〇〇 △△</p> <p>【その他】商標法第76条の2の規定による手数料の1/2軽減</p>
--

また、(出願)手数料の減免制度の利用については、商標登録願の願書を提出する手続と同時に、手数料減免申請書を提出することが必要となる。内容としては、申請の趣旨や申請の理由などを記載し、所得税が課されていないことを証する書類等を添付して提出する。(図10)に手数料減免申請書の例を示す。さらに、登録料の減免制度の利用については、登録料を納付する手続と同時に、登録料減免申請書を提出することが必要となる。内容としては、申請の趣旨や申請の理由などを記載し、所得税が課されていないことを証する書類等を添付して提出する。(図11)に登録料減免申請書の例を示す。

図10 手数料減免申請書の例

【書類名】	手数料減免申請書
【提出日】	平成〇〇年〇月〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願日】	平成〇〇年〇月〇日提出の商標登録願
【申請人】	
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇〇町3-2-1
【氏名又は名称】	〇〇 △△
【申請の趣旨】	商標法第76条の2の規定に掲げる者
【申請の理由】	手数料の1/2軽減
【提出物件の目録】	
【物件名】	所得税が課されていないことを証する書類 1

図11 登録料減免申請書の例

【書類名】	登録料減免申請書
【提出日】	平成 年 月 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	商願 -
【申請人】	
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇〇町3-2-1
【氏名又は名称】	〇〇 △△
【申請の趣旨】	商標法第40条の2の規定に掲げる者
【申請の理由】	登録料の1/2軽減
【提出物件の目録】	
【物件名】	所得税が課されていないことを証する書類 1

次に、「減免制度を利用した商標登録出願に関する事情説明書」の提出手続について検討する。本稿では特許庁が公表している「商標早期審査・早期審理ガイドライン」を参考に、減免制度のガイドラインを(図12)、減免制度を

5) 発明推進協会(2012)『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説[第19版]』p.1458

図12 「減免制度を利用した商標登録出願に関する事情説明書」の提出手続

(1) 提出者
「減免制度を利用した商標登録出願に関する事情説明書」の提出者は、出願人及びその手続をする代理人に限ります。

(2) 提出方法
次のいずれかの方法によって提出してください。
a) オンラインにより提出する。
b) 特許庁受付窓口へ直接持参のうえ提出する。
受付窓口：東京都千代田区霞が関3の4の3 特許庁舎1階 出願課
受付時間：平日9時から17時まで
c) 封筒に「減免制度を利用した商標登録出願に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あてに送付する。
宛先：〒100-8915 東京都千代田区霞が関3の4の3 特許庁長官 宛

※なお、書面により提出した場合は、その電子化のために、減免の認否に係る手続がオンラインによる提出の場合に比べて1月程度遅れます。

(3) 提出時期
「減免制度を利用した商標登録出願に関する事情説明書」は、商標登録出願の日と同日のみ提出することができます。

(4) 手数料
「減免制度を利用した商標登録出願に関する事情説明書」の提出に際しては、手数料は必要ありません。また、書面により提出した場合であっても電子化手数料も必要ありません。

(5) 提出書類
「減免制度を利用した商標登録出願に関する事情説明書」は、証拠書類を添付して減免制度の適用を希望する出願ごとに1通を提出します。なお、当該提出書類は、特許庁に受理された後は返却されません。また、提出する際は、願書の添付書類とせず、別の書面として提出してください。

図13 減免制度を利用した商標登録出願に関する事情説明書の例

【書類名】 減免制度を利用した商標登録出願に関する事情説明書

【提出日】 平成〇〇年〇月〇日（願書の提出日）

【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願日】 平成〇〇年〇月〇日提出の商標登録願

【提出者】

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇〇町3-2-1

【氏名又は名称】 〇〇 △△

【減免制度を利用した商標登録出願に関する事情説明】

1. 出願人等の使用状況説明

(1) 商標の使用者

(2) 商標の使用に係る商品名（役務名）

(3) 商標の使用時期

(4) 商標の使用場所

(5) 商標の使用の事実を示す書類

(6) 手続補正書の提出の有無

2. 緊急性を要する状況の説明

【提出物件の目録】

【物件名】 商標の使用の事実を示す書類（商品パンフレット）1

利用した商標登録出願に関する事情説明書の例を（図13）のようにそれぞれ示す。

また、方式審査の中では、提出された減免又は猶予を受けるための要件について証明する書面について審査を行うが、その際に要件を満たさない場合の取扱いが、方式審査便覧に定められている。そのうち、手続の補正について定めた特許法17条と、それを準用する商標法第77条が関係することになる。

商標法第77条第2項で、特許法第17条第3項及び第4項を準用する旨が記載されている。そして、その中の読み替え規定として、『(中略) 同法第十七条第三項中「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。 二の二 手続について商標法第四十条第二項の規定による登録料又は同法第四十一条の二第二項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料（商標法第四十三条第一項又は第二項の規定により納付すべき割増登録料を含む。）を納付しないとき。」(中略) と読み替えるものとする。』とされている。

そして、「法律面」で検討した「商標法第40条の2」を新設することで、この「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」に「商標法第40条の2」が該当する。そして、特許法の準用規定である商標法第77条第2項により、この「商標法第40条の2」についても、方式審査便覧07.30「手数料等の減免又は猶予の申請の取扱い」において、「2.手数料等の減免又は猶予に関する取扱い(2) 要件を満たさない場合の取扱い」に掲げられた「特許法第17条第3項」が適用される処分の対象となると考えられる。

2.4 システム面

ペーパーレスシステムの導入により、案件へのマルチアクセスが可能となった。そして、業務形態も個々の案件の事務が可能となった段階で、順次事務が流れるフロー型処理へ転換され、方式審査と実体審査の並行処理も実現された⁶⁾。

「早期審査に関する事情説明書」の提出があった商標登録出願について、早期審査の対象とするか否かの選定は、提出された証拠書類等をもとに審査長等によって行われるが⁷⁾、その判断を行うためのシステムの導入が必要となる。しかし、早期審査の対象とするか否かの選定結果によって料金が変わることはないため、方式審査と実体審査の並行処理は可能であり、連携部分に関するシステムへの影響も

6) 特許庁 (2010) 「産業財産権制度125周年記念誌」

7) 特許庁 (2009) 「商標早期審査・早期審査ガイドライン」

小さいと言える。

それに対し、減免制度を商標登録出願に導入し、上述したような早期審査と同様の基準で適否を判断することになった場合、その判断結果により手数料の額について、方式審査で認定がなされるため、並行処理が止まることになる。このように、減免に係る方式審査との連携が必要となることから、該部分に関するシステムへの影響が考えられる。また、「減免制度を利用した商標登録出願に関する事情説明書」という新たな書類が追加されることから、それに対応するシステムの改造が必要であると考えられる。なお、上述したような制度を導入せず、特許出願に係る減免制度と同様に、出願人に関する減免を受けるための要件の方式審査のみで適否を判断する場合は、方式審査と実体審査の連携部分に関するシステムへの影響は小さいと言える⁸⁾。

3.おわりに

以上、減免制度を商標登録出願に導入した場合の課題や運用について、法律面、ガイドライン・運用面、方式手続面、システム面のそれぞれの観点から考察した。今回考察した観点以外にも、実際に制度を導入する際には、様々な視点から検討する必要があることは言うまでもない。また、本稿では更新登録料については減免の対象とはせず、(出願)手数料と登録料のみについて検討した。申請主体の詳細な検討など、減免制度の適用範囲についてもさらなる議論が求められるであろう。

本稿をきっかけとして、費用面の負担感の軽減の議論が深まり、商標制度が出願人にとって身近なものになること、そして商標権の活用が盛んになることを祈願して結びとする。

図14 連携部分についてシステム対応が必要な場合のモデル図

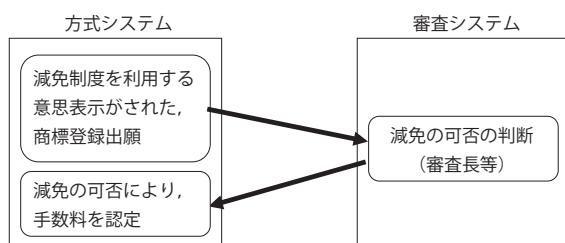
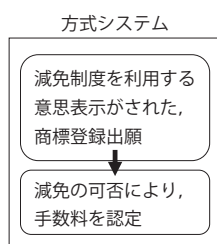


図15 方式審査のみで適否を判断する場合のモデル図



profile

宮川 元 (みやかわ はじめ)

平成21年4月 特許庁入庁 (審査業務部商標部門産業役務)
平成25年4月 審査官昇任 (審査業務部商標部門一般役務)
平成25年7月 総務部情報技術統括室商標検索システム係 (現職)

8) 本稿は、減免制度を商標登録出願に導入することに伴う、商標に関する諸規定への影響を検討することを目的としているため、方式担当部署のシステム運用の詳細をはじめとする、商標以外の関連システムの詳細等については触れない。こうした新制度の導入に伴い、基準面や法律面の担保が先行し、システム面の調整が後手に回ることが多いと感じられる。早い段階からシステム面の影響調査を始めることが重要であるという問題意識を提起する意味で、本節を独立した節として設けた。なお、本節は筆者(平成25年7月より特許庁情報システム室に併任)の私見によるところが大きい。